

『情報の科学と技術』への投稿と執筆に関する規程等の改定について

2017年9月1日
一般社団法人 情報科学技術協会

この度、「会誌『情報の科学と技術』に投稿される方へ」及び「『情報の科学と技術』原稿執筆の手引き」の一部を改定致しました。「会誌『情報の科学と技術』に投稿される方へ」については、著作権に関する部分の改定で、第68巻第1号（2018年1月発行）の掲載記事から適用します。「『情報の科学と技術』原稿執筆の手引き」については、紛らわしい表現の修正で内容的な変更ではありません。

以下、それぞれの改定について説明致します。

1. 「会誌『情報の科学と技術』に投稿される方へ」の改定

改定したのは、「6. 著作権」の項です。改訂前と改訂後の規定は次の通りです。

【改定前】

6. 著作権

本誌に掲載された記事に対する著作権は、執筆者に帰属します。詳細は別紙の「著作権規程」によります。

[別紙]「情報の科学と技術」掲載原稿の著作権規程

2006年7月19日改定

当協会の会誌への執筆に際しては、別途原稿の書き方、原稿の受付、査読、校正等について詳細な規程を用意しておりますが、著作権の取り扱いにつきましては、本規程の定めるところに従って処理いたします。

執筆に当たっては、是非本規程をご一読の上、各条項をご了承ください。

1. 著作権の帰属

会誌に掲載された原稿（以下「著作物」という）については、その著作権は執筆者に帰属するものとします。

2. 執筆者に承諾していただく事項は以下の通りとします。

- (1) 情報科学技術協会は、著作物を会誌「情報の科学と技術」（オンライン出版を含む）の記事として排他的に出版する権利を有します。
- (2) 情報科学技術協会は、著作物を、執筆者に通知した上で協会発行の他の出版物（たとえば書籍・テキストなど、電子版も含む）の一部として出版する権利（翻訳物も含む）を有します。
- (3) 情報科学技術協会は、著作物を自己または他者に委託して有料または無料で検索・閲覧に提供する権利を有します。
- (4) 個人は、著作物を私的利用のために、紙、電子的なメディア、またはその他のメディアに複製することができます。
- (5) 抄録・索引サービス機関等は、著作物の書誌および著者抄録をそのデータベース

に使用することができます。

(6) 執筆者が、著作物またはそれと同等なものを自己または他者のサイトにおいて電子的に公開する場合は、「情報の科学と技術」誌（オンライン出版を含む）での最初の出版後までおこなわないこと、またその場合は「情報の科学と技術」誌の公式サイトへのリンク（公式サイトに該当記事のアドレスがある場合はそのアドレスへのリンク）を明示すること。

3. 著作物に使用されている図・写真等の権利処理

原稿中で他者が著作権を保有する図表、写真、動画、プログラム等文章以外のものを使用する場合は、執筆者が原作者の了解を得るとともに、原作者が上記の条項（2の(1)～(6)）に合意していることを保証して下さい。なお投稿原稿中に公正な慣行に合致する引用を超えた他者の著作物が含まれている場合も同様です。

4. 二次的著作物の権利処理

翻訳・翻案等二次的著作物についての、原作者との間の著作権処理（翻訳権、翻案権等の許諾）は、執筆者が行なって下さい。

5. その他、著作物の著作権に関して、疑義を生じた場合は、当協会にご相談ください。
付則

1. この規程は、2007年1月1日から施行する。

【改定後】

6. 著作権

6.1 本誌に掲載された記事の著作権は著者に帰属します。

6.2 著者は下記の権利を当協会に許諾するものとします。

(1) 本誌に記事を掲載し、印刷物及びオンラインで排他的に出版する権利

(2) 本誌に掲載された記事の翻訳や翻案等を通じて二次的著作物として利用し、当協会が発行する出版物（電子版を含む）を通して出版する権利

(3) 本誌に掲載された記事の紙面から紙面への複製を有料または無料で許諾する権利

6.3 著者は掲載された記事を下記の目的で利用することができます。

(1) 記事が本誌に掲載された後、本誌に掲載されていることが分かるように表示した上で、同記事を機関リポジトリや著者自身のウェブサイトに掲載すること

6.4 その他、記事の著作権に関して上記に含まれない事項が生じた場合は、当協会との相談の上で決定するものとします。

6.5 上記6.2及び6.3は、本誌第68巻第1号（2018年1月発行）以降に掲載する記事に適用し、第67巻第12号（2017年12月発行）までの掲載記事には、2006年7月19日改定の「『情報の科学と技術』掲載原稿の著作権規程」を適用するものとします。

【改定の要点】

基本的事項である、記事の著作権は著者に帰属するという点に変更はありません。

主要な変更は 6.2 の(3)の導入で、当協会が、本誌に掲載された記事の紙面から紙面への複製を有料または無料で許諾する権利を、著者からの許諾により行使できるとした点です。これにより、法人等の機関が業務のための複製を行う場合、著者に代行して当協会がその許諾を行えることとなります。

改定前の 2 の(1)、(2)、(6)は、それぞれ改定後の 6.2(1)、6.2(2)、6.3(1)に対応します。改訂前の 2 (3)は改定後の 6.2(1)または 6.2(2)と重複し、2 (4)及び 2 (5)は当協会が得る権利ではありませんので、改定後の規定には加えていません。

また、改定前の 3 と 4 の内容は、『情報の科学と技術』原稿執筆の手引き」の「1.4 他の著作物からの転載等」に含まれています。

なお、改定後の 6.5 に記しているとおり、第 67 巻第 12 号（2017 年 12 月発行）までの掲載記事には、今後も改定前の著作権規程が適用されます。

2. 『情報の科学と技術』原稿執筆の手引き」の改定

「3.3 別刷りの作成」を下記のように修正しました（下線部が修正部分です）。改定前の記述では、50 部未満は無料とも解釈され得るため、修正したものです。

【改定前】

掲載原稿 1 編につき、本誌 1 部を贈呈いたします。また掲載記事を J-STAGE からダウンロードできる ID とパスワードを差し上げます（掲載月限定）。

ご希望により印刷物の別刷り（50 部以上より。有料）を作成・送付いたします。ご希望の際は、校正依頼時に送付する申込書にてお申込みください。本誌発行後の別刷り申し込みについては、別途お見積りいたします。

【改定後】

掲載原稿 1 編につき、本誌 1 部を贈呈いたします。また掲載記事を J-STAGE からダウンロードできる ID とパスワードを差し上げます（掲載月限定）。

ご希望により印刷物の別刷り（有料。50 部以上より承ります。）を作成・送付いたします。ご希望の際は、校正依頼時に送付する申込書にてお申込みください。本誌発行後の別刷り申し込みについては、別途お見積りいたします。